東京都障害者施策推進協議会専門部会設置要綱

推進協議会第３回専門部会	
R8.10.9	資料１

第一　目的

障害者に関する施策の推進について専門の事項を調査審議するため、東京都障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に専門部会を設置する。

第二　構成

一　専門部会は協議会の会長が指名する協議会の委員及び専門委員（以下「専門部会委員」という。）をもって構成する。

二　専門部会に部会長を置き、部会長は協議会の会長があらかじめ指名する者をもって充てる。

第三　運営

一　専門部会は、部会長がこれを主宰する。

二　部会長に事故があるときは、部会長が専門部会委員のうちから、あらかじめ指名する副部会長がその職務を行う。

三　協議会の委員は、専門部会に出席し意見を述べることができる。

四　部会長は、必要に応じ関係行政機関の職員及び東京都職員の出席を求めることができる。

五　専門部会は、調査審議のため必要があるときは、東京都障害者団体連絡協議会と合同の会議を開催し若しくは障害者団体代表等の意見・要望を聴取することができる。

第四　任務

専門部会は、次の事項について調査審議するものとし、その結果を協議会に報告しなければならない。

(一)　障害者の自立した地域生活の実現と東京都における新たな障害者施策の展開について

(二)　その他障害者施策の推進に関し必要な事項について

第五　小委員会

一　専門部会における調査審議上、必要があるときは専門部会に小委員会を設置することができる。

二　小委員会の設置及び構成は、部会長が定める。

第六　委 任

この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し、必要な事項は部会長が定める。

附則

この要綱は、平成１７年１月１２日から施行する。